

「縁屋」生活心得

この心得は、「縁屋」内での入居生の守るべき心得を定める。

I 努力目標

- 1 基本的な生活態度を身に付ける。
- 2 常に自己反省し、より良い生活をめざして意欲的に実践する態度を養う。
- 3 感謝の態度を常に持ち、思いやりをもって人に接する態度を身に付ける。
- 4 進んで学習する態度を身につけ、学力の向上を図る。

II 生活目標

- (1) 自室はきれいに保つよう心掛ける。

III 基本的な行動様式

- 1 起床について
 - (1) 布団や毛布はそれぞれにきちんとたたみ、整理しておく。
 - (2) 衣類は各自整理しておく。
 - (3) 体調が悪い者は担当者に申し出る。
- 2 登校について
 - (1) 室内の整理整頓をし、消灯等を確認してから登校する。
- 3 帰宅について
 - (1) 門限は春夏 20:00、秋冬 19:30 を原則とする。部活動や進路指導等により門限が間に合わない場合は事前に担当者に申し出る。
 - (2) 通塾で外出する者は、用事が終わり次第直ちに帰舎する。(その他（スポーツ・文化活動、アルバイト等）なにかあれば担当者に相談する)
- 4 入浴について
 - (1) 浴場内はきれいに使用し、私物を置きっぱなしにしない。
- 5 外泊・外出について
 - (1) 外泊や外出をする場合は必ず担当者に連絡する。(外出時は、連絡が取れるように担当者に伝える。)
 - (2) 帰宅後の夜間外出は禁止する。ただし、帰宅後に通塾、スポーツ・文化活動、アルバイト等に出る場合はこの限りではない。
- 6 面会について
 - (1) 面会は原則として保護者に限る。
 - (2) 友人等を下宿先内及び下宿先の敷地内に入れる事を厳禁とする。
- 7 持ち物服装について
 - (1) 危険物等の持ち込みは禁止する。
 - (2) 持ち物については必ず記名しておく。
- 8 洗濯について
 - (1) 自分ができるものは家に持ち帰らずに自分で洗う。
 - (2) 洗濯機、衣類乾燥機は大切に扱う。乾燥機のフィルターは定期的に掃除する。
- 9 電話（通信機器）使用について
 - (2) 携帯電話（スマートフォン）は、マナーを守り、進路実現を目指す高校生としての自覚を持って使用する。
- 10 公共物について
 - (1) 下宿先の備品については大切に扱う。故意に破損した場合は弁償してもらう。
- 11 冷暖房器具の使用について
 - (1) 居室不在時にはエアコンのスイッチを切る。
 - (2) 部屋の換気に心がける。
 - (3) 就寝時は節電に心がける。
- 12 その他
 - (3) 下宿先の出来事や心配事等については、担当者に報告・連絡・相談する。
 - (4) 担当者の度々の指導にも関わらず、生活規則の違反を繰り返す者は退去とする。
 - (6) 帰省や寮等に移動する場合は、貴重品は置いたままにしない。